

議案第106号

大阪市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例案

大阪市工業用水道事業給水条例（昭和34年大阪市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第4項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪市工業用水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第22条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る給水料について適用し、施行日前の使用に係る給水料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第22条第4項の規定は、施行日の属する月の翌月分のメーター料から適用し、施行日の属する月分までのメーター料については、なお従前の例による。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

工業用水道料金を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市工業用水道事業給水条例 (抄)

(料 金)

第22条 省 略

2 給水料は、1月につき、次の区分に応じ算定した金額に100分の108を乗じて得た額とする。  
100分の110

ただし、1円未満の端数金額があるときの端数計算については、局長が別に定める。

(1) - (2) 省 略

3 省 略

4 メーター料は、1個1月につき、次の表の左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額（超過流量を表示する機器を設置する場合にあつては、当該金額に4,600円を加算した額）に100分の108を乗じて得た額とする。  
100分の110

省	略
---	---